

技 第 6 2 5 号
平成30年3月1日

(一社) 島根県建設業協会長 様

島根県土木部技術管理課長



建設リサイクル法「分別解体等の計画等」の様式の一部改定について

平素は、建設リサイクル行政の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

アスベスト（石綿）については、安価で耐熱性に優れているため、以前は建材として広く利用されてきたところ、深刻な健康被害を引き起こすことが判明してからは、使用が禁止されておりますが、今後はアスベストが使用された建築物等の解体が増加することが見込まれます。

つきましては、解体工事等におけるアスベスト等の有無を明示するため、建設リサイクル法第10条（届出）、第11条（通知）及び第12条（発注者への説明）に添付する「分別解体等の計画等」の様式を一部改定しますので、貴協会の皆様へ周知願います。

記

1. 改定対象

建設リサイクル法「分別解体等の計画等」の様式

改定後の様式は「島根県の建設リサイクル法」ホームページにて公開

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/>

[kouji_info/recycle/todokedeyousiki.html](http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/recycle/todokedeyousiki.html)

2. 改定箇所

別添「新旧対照表」を参照

3. 適用

平成30年4月1日以降、建設リサイクル法第12条に基づく説明を行う工事
ただし、この適用日以前から改定後の様式を使用することは妨げない

4. その他

大気汚染防止法及び労働安全衛生法における届出の要否又は作業方法等については、
管轄の保健所又は労働基準監督署にご相談願います。

| | |
|----|-----------------|
| 担当 | 農林設計基準グループ 西山 |
| | 電話：0852-22-5942 |